

今回の協議において

確認された事項

協議第三十七号 条例・規則等の取扱いについて

(1) 条例・規則等の取扱いについては、以下の「条例・規則等の整備方針」により調整するものとする。

「条例・規則等の整備方針」

新市発足時には、4町村の条例・規則等はすべてその効力を失うことになる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる必要がある。したがって、条例・規則等の制定にあたっては、合併推進協議会等で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。

- ① 合併と同時に新市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの。
- 制定手続きによる分類
- ・ 条例：制定権者（市長職務執行者）の専決処分により制定し施行する。（地方自治法第一七九条第一項）
- ・ 規則、要綱、その他：制定権者（市長職務執行者）の職権により制定し施行する。（地方自治法第一五条第一項）
- ② 合併後、逐次制定し、施行させ

る必要があるもの。

- ・ 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの。

（議案提出権が長にない条例、各行政委員の規則等）

- ・ 新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させる必要があるもの。

③ 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。

- ・ 新市の条例・規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則として引き続き施行させる必要がある場合。（地方自治法施行令第三条）

(2) 公文書の整理・保存については、合併までにその方法を調整する。文書管理システムについては、電算システムの協議結果に基づき再度検討する。旧町村の文書管理については、その保存方法、期間等を合併までに調整する。公文書等の收受発送（対外）については、合併までに窓口の一本化を図る。

(3) 公告の方法については、合併時に制度を統一するものとし、公報については合併後に調整し、公告場所については旧町村の掲示板に掲示する。

協議第三十八号 慣行の取扱い（市章）について

市章については、公募により合

併日の六ヶ月前までに制定する。

協議第四十号 公共的団体の取扱いについて

公共的団体については、新市との速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

① 新市との一体性を保つため、合併時に統合したほうが良い団体については、合併時に統合できるように調整に努めるものとする。

② 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言等をもとに、統合について協議していくものとする。

③ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

④ 各町村独自の団体については、原則として現行のとおりとする。

協議第四十一号 障害者福祉事業の取扱いについて

(1) デイサービス事業については、合併までに補助基準等を統一し、新市において実施する。

(2) ホームヘルプサービス事業、短期入所事業、施設入所措置、更正訓練費の支給、補装具の交付、日常生活用具の給付、医療費助成、障害者福祉手当等、国又は県等の定める制度に基づいて実施している事業については、そのまま新市に引き継ぐ。

(3) 地域療育事業については、新市においては、支援費制度で対応する。

(4) 福祉年金の支給については、合併までに支給基準等を調整し、新市において実施する。

(5) 障害者団体等への援助については、現行どおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

協議第四十二号 高齢者福祉事業の取扱いについて

(1) 在宅介護支援センター事業、老人ホーム運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(2) ホームヘルプサービス、デイサービス、配食サービス、外出支援、生きがい対策、介護用品支給及び寝たきり老人等介護者手当支給事業等については、合併までに補助基準等を統一し、新市において実施する。

(3) 高齢者住宅整備補助事業、緊急通報体制整備事業については、そのまま新市に引き継ぐ。

(4) 地域ケア会議については、新市において新たに設置する。

(5) 高齢者コミュニティセンターについては、現行のまま新市に引き継ぎ、使用規程等については新市において調整する。

(6) 地域住民グループ支援事業については、合併後は阿蘇町の例により実施する。

平成十五年七月八日確認